

1. 事業計画の基本方針

我が国の農業を取り巻く環境は、令和2年より世界的に新型コロナウイルスの感染拡大で国内の社会経済活動の停滞による農畜産物流通の混乱、担い手不足や高齢化による生産基盤の脆弱化、国内の人口減少や高齢化に伴い市場規模の縮小による農業生産物の価格低迷、さらに、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）など国際的な貿易協定による輸入農産物との競争が激化するなど依然として厳しい状況にあります。また、近年の農業災害は、東日本大震災、台風被害や局地的な豪雨・豪雪などの自然災害、病害虫および家畜伝染病の発生など想定外で甚大なものが頻発する傾向にあります。

このように、自然災害の頻発や農業経営を取巻く環境が厳しさを増すなか、農業共済組合は農業共済制度と収入保険制度の二つのセーフティネットを全ての農業者に提供すべく取り組んでいます。農業共済制度は農業災害対策の基幹的的制度として、幾多の災害に対し、その機能を十分に発揮してまいりましたが、頻発する自然災害に対するセーフティネットとしてその役割は重要性を増しております。また、収入保険制度につきましても基幹組合員とJAはじめ関係機関の協力を得ながら加入推進に努め、農業共済制度では補償されない作物を主に生産している農業者を中心に加入いただき、今後も両制度の積極的推進により無保険者をなくし「備えあれば憂いなし」の農業生産体制を支える農業災害対策の位置づけを堅持するとともに、農業諸施策と連携しながら制度の一層の機能発揮に努めてまいります。

組合の財務環境は、金利の低迷および国事務費負担金が平成22年度から大きく減額されるなど厳しい状況ではありますが、組合員サービスの維持・向上を図るため業務の集約などの効率化により経費節減を図り、収入保険制度への対応を含め継続的な事業展開ができるように職員研修体制の強化はもちろん事業に精通した職員の雇用維持などを図って健全な組合運営に努めてまいります。

国の指導による令和4年4月の全道一組合化（特定組合化）は、全道5組合の正副組合長で構成する推進委員会より十勝農業共済組合の事業および賦課金等を継続した「特定組合化の基本方針および合併の基本事項」の提案を受け、総代会の議決を得たうえで設立委員会を発足し、特定組合化に向けた具体的な協議をしてまいります。また、令和5年度に鹿追家畜診療所、令和6年度に西部事業所の建設更新を計画し、さらに手術頭数の増加で陸別家畜診療所における手術室の新設を検討してまいります。

以上の現状認識を踏まえ、令和3年度の事業計画を策定いたしましたので、組合員各位のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

- (1) 「備えあれば憂いなし」の農業生産体制の構築
農業共済制度と収入保険制度への積極的加入推進
- (2) 補償機能の維持および拡大
未加入者の完全把握と改正制度の説明・普及定着を図り、引受向上を目指した引受計画の完遂と共済金額の適正確保
- (3) 農業共済事業の適正・円滑実施
定款・事業規程・要領等に基づく的確な処理と、JAはじめ関係機関・団体と連携した農業保険地域推進連絡協議会での情報交換および協力関係の強化
- (4) 損害防止事業の効果的実施
効果的な損防事業（防除等機械の貸付、家畜特損・一般損防、牛群検診事業、家畜群疾病管理事業等）を関係機関・団体と連携のもとに推進
- (5) コンプライアンス（法令等遵守）態勢の実践
内部監査室主導のもとコンプライアンス・マニュアル（実践手引書）、アクション・プログラム（実践計画）、チェックリスト（事務確認書）に基づく、内部牽制機能の強化
- (6) 職員研修体制の強化と熟練職員の雇用維持
職員教育・研修要領に基づく、講習・研修会の開催と65歳定年による熟練職員の確保
- (7) 全道一組合化（特定組合化）に係る基本方針の協議と設立委員会の発足
国の指導で令和4年4月の全道一組合化に係る基本方針と合併の基本事項の協議および全道5組合による設立委員会の発足

(1) 総務関係

① 総代会の開催

(ア) 通常総代会：令和3年5月下旬に開催し、令和2年度事業・決算報告、令和3年度事業・予算計画並びに全道一組合化に向けた合併について承認を求めることといたします。

(イ) 臨時総代会：必要に応じて開催することといたします。

② 理事会の開催

理事会運営規則の定めにより、事業の円滑な推進と予算の適正執行を図るため適宜に開催するとともに、総務・事業の各委員会において、事業執行に関する具体的方策等について充分検討協議を重ね組合運営の健全化に努めます。また、国の指導により令和4年4月を目標年次とした全道一組合化に向け検討協議を行ってまいります。

余裕金運用管理委員会においては、的確な金融情報の収集を行い、充分な審議検討を重ね各積立金・引当金等の安全かつ適正な運用管理に努めます。

中長期計画推進委員会においては、補償機能の充実および事業運営の一層の効率化に向けた組織体制のあり方について、協議してまいります。

③ 事務・執行体制

令和3年度の業務執行方針および職制規則に基づき、毎週定例部課長会議を持つほか、事業所長会議等を開催し、参事を中心とした各部における業務内容の把握と意志疎通を図ります。

また、事業所長は理事会にも同席し、理事会決定事項を充分認識したうえで6事業所体制の下、的確な業務が執行できるよう努めます。

④ 事業推進体制

平成30年度から実施されております全国運動『安心の未来』拡充運動』に呼応し、生産現場に積極的に出向きNOSA Iの安心ネットを広げ、農業共済制度と収入保険制度の運用を通じ、組合員および農業者の経営と生産の支援に総力を挙げてその機能を発揮するよう取り組みます。

また、組合の事業計画等にご理解とご協力を願うため地域の実情および要望に合わせ地区別懇談会を開催するほか、総代協議会・NOSA I部長会議を開催し、幅広いご意見等を拝聴して実効のあがる事業推進を図ります。

⑤ 関係機関との協力関係

地域農業の発展と農業共済事業の円滑な推進および収入保険制度に係る有資格農業者の完全把握ができるように、各関係機関・団体との連携を図り、相互協力体制の確立に努めます。

⑥ 固定資産の取得・更新計画

固定資産の取得・更新および売却にあたっては、将来的な見通しと資産の有効利用を充分考慮するとともに、組合の中長期計画に基づき令和3年度には浦幌家畜診療所の移転新築お

よび上士幌家畜診療所の手術台増設に係る改修を行うこととします。また、職員住宅整備計画に基づき職員住宅を建設してまいります。

固定資産の売却については、遊休固定資産売却要領に基づき、将来にわたって利用計画のない土地・建物を入札により売却することとします。

⑦ 各種講習・研修会の開催計画

職員の講習・研修会については、職員教育・研修要領に基づき計画的に開催するとともに北海道NOSA Iが開催する講習・研修会も受講させ、事業・組織運営の活性化に貢献できる人材を育成します。

また、役員についても組合主催および北海道NOSA I開催の講習・研修会等に参加し、研鑽に努めます。

⑧ 広報活動

組合の身近な情報紙として広報「とがち」を年6回発行するほか、NOSA I唯一の機関紙であります農業共済新聞についても、購読助成を行い普及拡大に努めます。

また、ホームページについては、組織案内・技術情報・各事業実績等を掲載し、より一層の内容充実を図ります。

⑨ 接点強化

(ア) NOSA I勉強会については、農業共済制度および収入保険制度の仕組み、家畜事故防止等幅広くご理解をいただくことと合わせ、組合に対するご要望等忌憚のないご意見を拝聴する機会として捉え積極的に出向きます。

(イ) 地域の親睦行事等にも協賛・後援等により積極的に参画するほか、事業所独自の行事開催など組合員ならびにその家族との接点強化に努めます。

⑩ 交通安全対策の推進

自動車運行管理規則に基づき、十勝NOSA Iセーフティラリーの実施および警察等による安全運転講習会を開催し交通安全意識の高揚を図るとともに、組合員の協力の下安全運転に努めます。

(2) 内部監査室関係

① 監事会の開催

令和3年度の監査方針・監査計画・監査要領等を協議するほか、監査の都度開催することを基本とし、監事監査規則に基づく効率的な監査体制確立に努めます。

また、監査は4月に決算監査、10月に中間監査を行うほか、現地での棚卸監査をはじめ必要に応じて臨時監査を行います。

② 事務・執行体制

内部監査規則に基づく内部監査およびコンプライアンス規程に基づく内部検査を実施し、内部牽制機能の強化に努めます。

(3) 農 作 関 係

① 農作物共済の引受推進方策（地区別引受計画は付属資料のとおり）

水稲・麦においては任意加入制移行に伴い、引き続き制度の理解を求め、関係機関ならびに基幹組合員の協力を得て全ての作付耕地を掌握し面積を確認のうえ、収入保険と合わせ提案型の加入推進に努めます。

② 畑作物共済の引受推進方策（地区別引受計画は付属資料のとおり）

小豆・いんげんの全相殺引受方式について、集落会合等へ出向く「N O S A I 勉強会」など、機会を捉えて制度の普及と理解を求めながら、全相殺引受方式（8割補償）での加入推進を図ります。

また、継続加入者の完全確保と未加入者に対し収入保険と合わせ提案型の加入推進に努めます。さらに、共済金額および補償割合の個人選択については補償の充実を期するため、最高金額・最高割合での加入を推進します。

③ 園芸施設共済の引受推進方策（地区別引受計画は付属資料のとおり）

昨年9月に改正された制度の普及に努め、有資格を調査把握して集団加入による掛金等の割引措置も併せて説明し、戸別訪問を中心に継続加入者の完全確保と未加入者に対する加入推進に努めます。

④ 保管中農産物補償共済の引受推進方策

昨年9月に新設された制度の普及に努め、農・畑作物共済の推進に併せて加入推進に努めます。

⑤ 損 害 評 価

(ア) 小豆、いんげんの全相殺引受方式における損害評価につきましては、被害申告者の青色申告書（写し）を確認することが義務付けされていることから、速やかな提出への協力依頼をいたします。（法人は夫々の決算期による）

(イ) 農・畑作物共済の半相殺方式における損害評価につきましては被害申告筆数が4筆以上ある場合、農家ごとに抜取調査を行い、被害申告時の見込収穫量（又は単収）との差による修正率を用いる農家申告抜取調査であることから、的確な申告の啓蒙に努めます。

(ウ) 損害評価の適正方策

【全相殺引受方式】

- ・出荷量調査に係り、収穫前・収穫後の共済事故確認調査を行的確な農・畑作物共済の損害評価に努めます。なお、収穫できない、または収穫しない耕地が発生した場合の対応について広報紙等による啓蒙に努めます。

【半相殺引受方式】

- ・熟期ごとに一斉圃場調査を実施します。
- ・損害評価地区ごとを基本に、効率的な損害調査に努めます。
- ・豆類の乾燥脱穀調製作業の合理化に努め、効率的に連合会抜取調査を受検します。

【園芸施設共済】

- ・迅速な損害調査に努めます。

(エ) 損害評価会運営方策

損害評価会 = 共済事業に係る損害防止および認定に係る重要事項について審議し、円滑な運営を図ります。

(オ) 地区評価員の運用方策

地区評価員 = 地区内損害評価の効率的な実施と精度の向上に努めます。

⑥ 共済金の仮渡しについて

(ア) 国による共済金早期支払いの指導に基づき、被害状況が確定できるものについて、共済金の仮渡しを行います。

(イ) 農作物共済の一筆半・全損被害分、畑作物共済のてん菜特定被害分および共済目的の種類等ごとに全ての耕地を転作した分について支払います。(10月末支払い予定)

⑦ 損害防止事業

(ア) 防除等機械の貸付事業

- ・病虫害等による損害を防止するための農業機械の貸付を行います。

(イ) 関係機関との協力

- ・鳥獣害を防止するために、関係機関・団体との連携、協力をさらに図り、被害情報の提供を行います。

(農・畑作物共済損害防止事業実施計画)

実施項目	実施時期	対象台数・対象者等	重点事項	経費概算
防除等機械貸付事業	令和3年 5月	組合 8台 共同利用組織 8	病虫害防除対策などのために、防除等機械を共同利用組織に貸付する。	33,532 千円
	令和4年 2月	連合会 2台 共同利用組織 2		—

(4) 家畜関係

① 家畜共済事業の運営方策（地区別引受計画は付属資料のとおり）

- (ア) 制度の普及啓蒙を図り、引受計画の達成に努めます。
- (イ) 補償の充実を図り、適正な引受に努めます。
- (ウ) 家畜共済掛金の一括納入を推進し、納入率の向上と定着を目指します。
 - ・一括納入者には「家畜共済掛金一括納入報奨金交付要領」に基づき、報奨金を交付します。
 - ・分納者の個人保証については加入申込時に印鑑証明書および所得証明書等の添付を求めます。
- なお、個人保証人には後日、保証内容をお知らせします。
- (エ) 家畜の評価については評価基準に基づき、適正評価を行います。
- (オ) 家畜共済事業の適切な運営のため、牛の異動は届出の代行をJA等に依頼している場合を含め、牛トレサ法に基づき出生、転入、転出の速やかな届出、馬・豚の異動はNOSA Iへの報告をいただき、的確に異動状況を把握して効率的な業務遂行に努めます。

② 家畜診療所の運営方策

- (ア) 組合員とのコミュニケーションを図り、インフォームド・コンセント(十分な説明と納得に基づく診療)を実践し、最善の獣医療提供に努めます。
- (イ) 定期的に診療センター・診療所内会議を開催し、意思の疎通、連携を図り、的確に業務を遂行します。
- (ウ) 診療センター長を中心とした広域診療圏体制を充実し、効率的な診療体制を図るとともに、診療技術の高位平準化に努めます。
- (エ) 各種研修・講習会に参加し、広く新技術の習得・伝達を行うとともに、牛の改良にも積極的に取り組みます。
- (オ) 関係機関との連携・協力体制を強化するとともに、伝染性疾患等に対し迅速・的確に対応します。
- (カ) 家畜共済勘定から家畜診療所勘定が分離されたことに伴い、業務の効率化を図ると共に必要な経費負担をお願いしながら、これまでと同様のサービスを提供するために診療所経営の安定化に努めます。

(診療所の付帯事業)

実施項目	実施時期	対象頭数	重点事項	経費概算
家畜人工授精事業	年間	48,593 頭	家畜人工授精業務	531,763 千円
家畜防疫事業	年間	301,627 頭	ヨーネ病、馬伝貧等の伝染病	32,599 千円
合計				564,362 千円

③ 損害防止事業の実施方策

- (ア) 牛群検診および搾乳衛生管理支援を JA・普及センター等と協力して進めます。
- (イ) 牛の感染症対策として、伝染性乳房炎、牛サルモネラ感染症、牛伝染性リンパ腫、牛ウイルス性下痢症の蔓延防止対策を行うとともに、検査料等を一部助成します。
- (ウ) 繁殖障害対策として、卵巣疾患の初回処置を一般損防で行い、技術料等を一部助成します。
- (エ) 診療所長等会議などで家畜診療等の情報分析を行い、事故の未然防止に努めます。

(家畜共済損害防止事業)

実施項目	実施時期	対象戸数頭数	重点事項	経費概算
特定損害防止事業	6月～12月	33,941 頭	乳牛・肉用牛等の潜在性疾患	92,998 千円
一般損害防止事業	年間	65 戸	牛群の健康診断事業	4,652 千円
		301,627 頭	多発疾病予防、各種検査指導	224,029 千円
合計				321,679 千円